年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会平成31年3月8日答申分

○答申の概要

(1)	年金記録の訂正の必要があるとするもの)	0件
(2)	年金記録の訂正を不要としたもの		1件
	厚生年金保険関係	1 件	

厚生局受付番号 : 九州(受)第 1800431 号 厚生局事案番号 : 九州(厚)第 1800057 号

第1 結論

昭和19年10月1日から昭和20年2月1日までの期間について、訂正請求記録の対象者のA社B出張所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

昭和20年6月1日から昭和24年2月1日までの期間について、訂正請求記録の対象者のA 社B出張所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(子)

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和31年生

住 所:

2 被保険者等の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正12年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和19年10月1日から昭和20年2月1日まで

② 昭和20年6月1日から昭和24年2月1日まで

私の母(訂正請求記録の対象者)は、母自身が保管していた資料(A社の給与に係る通知等)によると、請求期間①及び②において、A社B出張所に勤務していたことが分かるので、女性の厚生年金保険の加入が始まった昭和19年10月から昭和24年1月までの期間において、母は厚生年金保険に加入していたと固く信じている。

請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が提出したA社の給与に係る通知等により、訂正請求記録の対象者は、請求期間①及び②において、A社(後に、C社へ商号変更)又は同社B出張所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社B出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事業所は昭和 20年2月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となり、同年6月1日付けで、厚生年金保険の適用事業所ではなくなったとされている。

また、請求期間①及び②当時の厚生年金保険法によると、厚生年金保険の適用事業所とは、 常時5人以上の従業員を使用するものと規定されていたところ、請求期間①及び②当時のA社 の事業主は既に死亡しており、同社の商業登記簿謄本で確認できる代表清算人等は資料を保管 しておらず、同社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された訂正請求記 録の対象者以外の厚生年金保険被保険者については、所在が確認できないことから、同事業所 が請求期間①及び②において、5人以上の従業員を使用していたことを確認又は推認できない。 さらに、請求期間①及び②当時、C社D工場又は同社E工場に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に照会を行ったが、請求者の主張を裏付ける回答又は陳述を得ることができない。

加えて、請求者が提出したA社の給与に係る通知等には、厚生年金保険料の控除についての 記載はない上、前述のとおり、代表清算人等は、資料を保管していないことなどから、請求期 間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認又は推認できない。

なお、C社D工場及び同社E工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者記録はない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。